

秋田市告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月30日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

道路の種別	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道 (60130)	旧	新屋表町2号線	秋田市新屋表町104番地先 秋田市新屋表町216番地先	127.50	3.30 ～ 3.70
	新	新屋表町2号線	秋田市新屋表町104番地先 秋田市新屋表町209番3地先	127.50	3.30 ～ 5.00

2 区域変更および供用開始の期日

令和4年9月30日

3 縦覧期間

令和4年9月30日から同年10月20日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで